

米沢市立病院・三友堂病院
新病院建設事業基本計画策定支援業務及び医療連携等支援業務 仕様書

I 業務名

米沢市立病院・三友堂病院新病院建設事業基本計画策定支援業務及び医療連携等支援業務（以下「本業務」という。）

II 業務の目的

米沢市の急性期医療は、置賜二次保健医療圏の基幹病院である米沢市立病院（以下「市立病院」という。）と基幹病院に準ずる病院の三友堂病院が主に担っているが、両病院の医師の不足や高齢化により救急医療体制の維持が相当厳しい状況になってきたことから、救急医療を含めた急性期医療の維持・強化に向けて、市立病院が急性期医療を三友堂病院が回復期医療をそれぞれが担うとした、米沢市の医療連携のあり方を示したところである。なお、建設場所は、緊密な医療連携を進めていくために、現市立病院敷地に両病院を建設するが、より地域医療構想に沿った米沢市の医療連携の理想形に近づけるように、回復期医療を担う三友堂リハビリテーションセンター（以下「三友堂リハビリ」という。）と三友堂病院を集約して1つの病院として建設する。

本業務は、市立病院と三友堂病院（三友堂リハビリを含む。以下同じ）が機能分化を進めながら地域医療連携推進法人の下で医療連携の形を構築していくため実施するものである。

なお、両病院の建物について、老朽化・狭隘化の問題や耐震化への対応が喫緊の課題となっていることから新病院建設事業も同時に実施する。

また、両病院の建設については、限られた敷地面積の中で2つの病院を建設しなければならない、建設分野に関して高度で専門的な知識やノウハウに加えて十分な実績を有する者の支援が必要不可欠なことから、コンストラクション・マネジメント方式実施事業者（以下「CM事業者」という。）とも別途契約するため、CM事業者との調整なども業務に含むものとする。

III 履行期間

契約締結の日から平成31年年1月31日まで

IV 事業の概要

1 市立病院

(1) 事業名称

新米沢市立病院建設事業

(2) 事業内容

新米沢市立病院の建設とその後に機能移転や引っ越し等を行い、開院後に既存施設の解体撤去とその後に立体駐車場を含めた駐車場等の外構工事を行うものとする。

(3) **建設場所**

山形県米沢市相生町6番36号（現在地）

(4) **建物規模（予定）**

延床面積約24,000㎡

(5) **病床規模（予定）**

300床程度

(6) **概算事業費**

180億円程度

※ 概算事業費には、基本設計、実施設計、建設費、工事監理費、什器・備品購入費、医療機器購入費、解体費、外構整備費、移転費用など本事業で想定される全ての費用を含む。

(7) **完了（予定）**

建設工事、機能移転及び開院を平成35年度まで（6月から11月までを目途）に完了し、解体撤去及び外構整備を可能な限り短期間で完了させる。

(8) **発注方法**

本事業の発注方法は、基本計画策定期間中に決定する。

医療系コンサルタントとCM事業者の両者については、本業務の成果により有用性が確認できれば、引き続き基本設計者選定段階以降の業務についても別途契約することを想定

2 三友堂病院

(1) **事業名称**

新三友堂病院建設事業

(2) **事業内容**

新三友堂病院の建設（外構工事等含む。）とその後に機能移転や引っ越し等を行うものとする。

(3) **建設場所**

山形県米沢市相生町6番36号（現市立病院敷地）

(4) **建物規模（予定）**

延床面積約15,000㎡

(5) **病床規模（予定）**

250床程度

(6) **概算事業費**

50億円～70億円

※ 概算事業費には、基本設計、実施設計、建設費、工事監理費、什器・備品購入費、医療機器購入費、外構整備費、移転費用など本事業で想定される全ての費用を含む。

(7) **完了（予定）**

建設工事、機能移転及び開院を平成35年度まで（6月から11月までを目途）

に完了することを目指す。

(8) 発注方法

本事業の発注方法は、基本計画策定期間中に決定する。

医療系コンサルタントとCM事業者の両者については、本業務の成果による有用性を確認しながら、基本設計者選定段階以降の業務について契約を検討する。

V 業務の内容

CM事業者と業務が重複するものがあるので、別紙「新病院建設事業基本計画策定支援業務及び医療連携等支援業務役割分担表」を参照すること。

1 基本計画策定

(1) 基本計画策定支援業務

① 基礎調査

現状を把握し、両病院の基本方針や基本構想に関して、「米沢市医療連携あり方に関する方針（平成29年12月）」（以下「あり方の方針」という。）との再整理や最新状況の追加等を行い取りまとめる。

② 新病院の基本方針の策定

- ア 新病院に求められる診療機能（診療科目、入院及び外来診療の機能・規模等）
- イ 新病院の適正規模の検証

③ 部門別計画の策定

部門別計画策定のための各部門からの意見の集約及び基本計画への反映

- ア 部門別基本方針
- イ 部門別運用計画
- ウ 必要施設・設備の配置計画
- エ 人員配置計画

④ 事業収支シミュレーション

新病院の事業収支（資金調達、償還計画、経営計画、キャッシュフロー計算等）の積算、シミュレーション等

⑤ 新病院建設WG（ワーキンググループ）への支援

- ア 作業スケジュール及び作業内容策定の支援
- イ 資料の作成

⑥ パブリック・コメント実施支援（イからエまでは市立病院のみ）

- ア 基本計画（案）の作成
- イ パブリック・コメント用基本計画骨子（案）の作成
- ウ パブリック・コメントの回答作成への助言
- エ パブリック・コメントを反映した基本計画の作成

⑦ 新病院に対する情報発信及び意見の収集（イの市民に対しては市立病院のみ）

- ア 情報発信資料の作成
- イ 市民や職員からの意見の収集

(2) 基本計画詳細検討業務

① 調査・分析

類似病院建設事例の調査分析その他基本計画策定に当たり、必要となる各種情報の収集・分析及び提供

② 整備手法の検討

ア 整備手法の検討（事業範囲、事業方式、事業形態、事業スキーム、資金調達方法等についての比較検討）

イ 医療機器の導入計画（主要機器リスト、大型機器設計条件、購入順位表、概算費用算出資料等）

③ 設計・施工の発注手法の検討

ア 工事発注手法の検討（建設スキーム、リスク分担、事業スケジュール等についての比較検討）

イ 設計・施工計画検証及び整備スケジュールの策定

ウ 設計者、施工者への市場調査（公募でのアンケート調査）

④ 施設整備計画の策定

ア 病院機能、患者サービス及び周辺環境との調和を考慮した施設の検討

イ 療養環境に係る基本的な考え方

ウ 建物概要（建物規模・構造・災害対策・設備・部門配置計画・部門別面積等）

エ 敷地概要（建物配置、駐車場計画、ヘリポート計画等）

オ 附属施設の整備計画（医師住宅・院内保育園等）

カ 情報、物流システムの整備方針及び計画、概算費用

キ エネルギー設備、医療機器の導入計画（主要機器リスト、大型機器設計条件、購入順位表、概算費用算出資料等）

ク 基本計画イメージ図の作成（建物配置図・建替え手順）

ケ 施設整備に係る建築関係諸法規の調査

コ 既存敷地・建物調査及び計画条件書の作成

サ 施設整備に係る補助金活用の検討

シ 施設整備計画に基づく建設関連事業費の検証（設計・施工・監理等）

ス 施設整備計画に基づく医療関連事業費の検証（医療機器・情報システム・什器備品等）

セ 施設整備計画に基づく全体事業費の整理

ソ 設計と条件書の作成（規模、構造、必要諸室一覧、設備条件、概算事業費等）

(3) 共通業務（各種会議等への参加）

両病院が開催する会議等へ参加し、資料の提供や会議等における意見を集約・調整の上、基本計画へ反映すること。（会議等の運営を補助し、会議録を作成すること。）

【参考：病院ごと】

- 新病院部門計画WG 30回程度

- 新病院建設基本計画策定会議 1 2 回程度 (月 1 回)
- 市の関係機関と市立病院との会議への出席 (市立病院が求める場合、市立病院のみ)
- 県事前説明及び協議 3 回程度
- 両病院の事務局との打合せ 毎月 2 回程度
- その他必要に応じて開催される会議 (各々の病院が求める場合)

2 医療連携及び地域医療連携推進法人設立検討支援業務

(1) 両病院の機能、運用、施設面の調整支援

- ① 両病院参加の協議体の設置準備と会議資料や議事録等の作成
- ② 調整すべき課題の一元管理や進捗状況等の確認
- ③ 工程表の作成とその管理
- ④ 医療連携に関する院内の会議や打ち合わせの資料や議事録の作成

(2) 地域医療連携推進法人設立検討支援

- ① 政府・自治体や関係機関の動向についての情報収集と提供
- ② 地域医療連携推進法人の枠組みの検討 (先行事例調査・選択肢提示等)
- ③ 関係者向け勉強会の開催
- ④ 地域医療連携推進法人の設立に向けた論点整理と検討工程の策定
- ⑤ 地域医療連携推進方針・定款・認定書の策定に向けた主要検討項目の洗い出しと検討・調整
 - ア 総括的事項 (運営方針、検討分科会の設置・統括 等)
 - イ ガバナンス・運営企画 (組織体制、業務内容、協定内容 等)
 - ウ 診療連携機能 (両病院の患者数、患者属性の確認・調整 等)
 - エ 人員体制 (両病院の人員調整、人事交流の方法 等)
 - オ 共同事業 (医薬品等の共同購入、医療機器の共同利用 等)
 - カ 事業計画、資金計画の策定 等
 - キ その他 (病床の融通や情報システム等の医療連携の推進や地域医療連携推進法人設立に向けた取組み)
- ⑥ 地域医療連携推進法人展開戦略の検討

3 CM事業者との調整業務

- (1) CM事業者との情報交換や資料作成の支援
- (2) 設計業者発注に係る助言などの支援

VI 業務の実施条件等

- 1 本業務の遂行に当たっては、発注者と十分な連絡を保ち、処理方針については、発注者の指示及び承諾を受けること。
- 2 本業務の遂行に当たっては、関係する法令や例規並びに適用基準等を遵守すること。
- 3 本業務の遂行には、医療行政、病院建設及び病院運営に関し、高度な情報収集力や分析力を要するため、受注者は相当な知識と技術を有するスタッフを適切に配置し、

本業務において良質かつ安定的な支援を継続的に提供すること。

- 4 受注者は、常に発注者の立場に立ち、発注者の利益を守ることを最大の任務と捉えて本業務を実施するとともに、業務期間中、発注者との高い信頼関係及び倫理性の保持を徹底すること。
- 5 受注者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、適時に発注者との打合せを行い業務方針を確認し、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、受注者がその都度記録の上、議事録として提出すること。
- 6 受注者は、市の保健・医療・介護・福祉全般についての十分な理解のもとに本業務を遂行しなければならない。
- 7 発注者は、受注者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。
- 8 受注者は、発注者に対して定期的に業務の進捗状況を報告すること。
- 9 本業務によって発生する権利は、発注者に帰属するものとする。
- 10 受注者は、本業務により知り得た情報について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- 11 受注者は、本業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に発注者の承認を得ること。
- 12 受注者は、CM事業者との連絡を密にし、良好な信頼関係を構築することで、本業務の推進に寄与するよう努めること。

Ⅶ 成果物

成果物は、契約書の履行期間中、各々の病院に納品すること。成果物の規格、様式、提出方法等については、発注者と協議の上、決定するものとする。

- 1 基本計画書及び概要版 市立病院200部、三友堂病院50部
- 2 本業務において作成した資料等 30部
- 3 会議録 1部
- 4 その他の成果物等 1部
- 5 上記の成果物の電子データを収録したCD-R又はDVD-Rの記憶媒体 3部

Ⅷ 工程表等の提出

- 1 受注者は、契約締結の際に次の書類を提出し、発注者の承諾を受けること。
 - (1) 工程表
 - (2) 担当スタッフ一覧表
 - (3) その他発注者が必要に応じて指定する書類
- 2 受注者は、上記に定める書類の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で報告し、承諾を受けること。この場合において、担当スタッフについては、プロポーザルの提案を下回ることはできない。

Ⅸ 検査

- 1 本仕様書に指定された成果物一式を納品し、発注者の検査を合格すること。
- 2 成果物に瑕疵があることが判明した場合は、受注者は直ちに訂正、補足、その他必要な措置を講じなければならない。業務が完了し、引渡し後であっても同様とする。
- 3 上記の訂正等の措置に係る費用は、受注者の負担とする。

X その他

- 1 「第6次山形県保健医療計画（平成25年3月）」、「山形県地域医療構想（平成28年9月）」、「米沢市立病院改革プラン（平成29年2月）」、「あり方の方針」、両病院の基本方針・基本構想などの内容に留意すること。なお、それぞれの計画等は、常に直近のものを採用すること。
- 2 本業務に当たっては、「米沢市立病院基本計画書(案)平成27年3月」の考え方を参考とすることで、業務の効率化及び省力化を図り履行期間の短縮及び経費の縮減に努めること。（市立病院のみ）
- 3 本業務に関する必要な資料の収集は、発注者と調整した上で行い、収集した資料を毀損または滅失しないよう十分に注意して取扱うこととし、本業務の履行期間終了までに返却しなければならない。
- 4 成果物については、その全部又は一部を広く市民に公表する必要があるため、平易な表現で、図表化するなど視覚的に分かりやすいものとする。
- 5 本業務の契約締結に当たり、契約書、業務委託契約約款、個人情報取扱特記事項は、全て所定の様式を使用すること。
- 6 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合や本業務の細目については、発注者と受託者による協議の上、決定するものとする。